○経済産業省告示第二百四十二号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された化学兵器の禁止のための機関の標章を次のように指定したので、告示する。

平成二十六年十二月十二日

経済産業大臣　宮沢　洋一

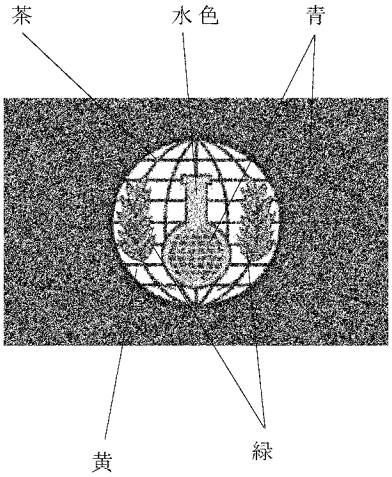
一　OPCW

二　OIAC

三　OPAQ

四　O3XO

五

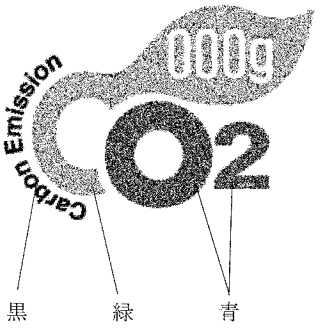


六



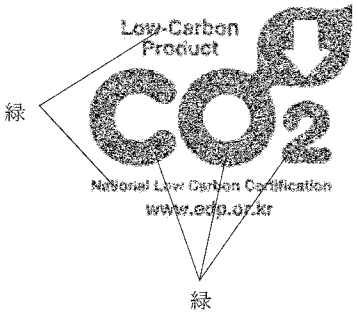
国立公園の認証

四



工業製品の認証

五



工業製品の認証

○経済産業省告示第二百四十三号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたアジア太平洋経済協力の標章を次のように指定したので、告示する。

平成二十六年十二月十二日

経済産業大臣　宮沢　洋一

Asia-Pacific Economic Cooperation

○国土交通省告示第千百四十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十二日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　東九州自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
行橋市大字下検地字畑廻り三〇八番一から同市大字南泉七丁目二二九番三まで	前	最小 三三四	五、五四三
	後	最大 三〇四 最小 一一	
福岡県京都郡みやこ町国作字口ヶ坪二六一番二から同県京都郡みやこ町下原字弓田一四九番一まで	前	最大 一六八 最小 一一	二、二二〇
	後	最大 一六三 最小 一一	

○国土交通省告示第千百四十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十二日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　東九州自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
福岡県築上郡築上町大字石堂一五六番四から同県築上郡築上町大字上ノ河内一一三二番一まで	前	最大 九五 最小 〇	九四九
	後	最大 五九 最小 九	

○国土交通省告示第千百四十七号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十二日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東九州自動車道	行橋市大字吉国字中ノ坪二三七番三から福岡県京都郡みやこ町下原字長光三七〇番二まで	平成二十六年十二月十三日十五時